

公募型プロポーザルに関する質問回答について

案件名	登別市本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務に関する公募型プロポーザル	
番号	質 問	回 答
1	登別市本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務に関する公募型プロポーザル実施要領内、7 参加表明書・企画提案書等の提出④の次の※にファイルのサイズはA4・左綴じとし、5 ページ以内とする。表紙をつけ、表題を記載すること。なお、表紙及び目次はページ数にカウントしない。と記載がありますが、両面印刷で5 ページでしょうか。片面印刷で5 ページでしょうか。	本公募型プロポーザル実施要領における「5 ページ以内」という制限については、要領で定めたプレゼンテーションの時間内で説明することを想定し、提案内容を簡潔にまとめていただくために設定したものです。提出形式としては、データでの提出を想定しており、両面印刷は前提としていません。 しかしながら、ページ数の制限が提案内容を十分に表現することを妨げる可能性があるため、以下のように要領を変更します。 【変更前】 ファイルのサイズはA4・左綴じとし、5 ページ以内とする。表紙をつけ、表題を記載すること。なお、表紙及び目次はページ数にカウントしない。 【変更後】 ファイルのサイズはA4・左綴じとする。<u>ページ数に制限は設けないが、簡潔にまとめることとし、プレゼンテーションの時間内に説明できる内容とすること。</u>表紙をつけ、表題を記載すること。
2	仕様書 17.市独自サイネージの取扱いについて (7) に示す、受注者から提示された市独自サイネージの管理又は運用支援に関する内容を採用する場合は協議しとありますが、費用負担の部分について登別市に別途ご負担いただくことも可能でしょうか？(設置費用、運用管理費用になります。)	市独自サイネージについては、原則として発注者の費用負担により整備・運用することを想定しています。 市独自サイネージの運用に関して、受注者から提示された管理や運用支援に関する提案を発注者が採用する場合は、対象機器や業務範囲、費用負担、責任分担等について協議の上、発注者が費用を負担することも可能です。具体的な内容については、協議の結果を基に契約書や覚書等で定めることとなります。
3	仕様書 11.システム及び機器の仕様について 管理システムは市独自サイネージでの運用のことを意味するものでしょうか？ 市独自サイネージへの運用管理システムの導入は必須条件でしょうか？ 場所を選定し一部のサイネージのみでの管理システム構築・導入でも可能でしょうか？	管理システムについては、広告付デジタルサイネージにおける仕様を想定しており、市独自サイネージへの導入は必須条件ではありません。市独自サイネージへの運用管理システムの導入については提案事項としており、場所を選定し、一部のサイネージのみで管理システムを構築・導入することも可能です。

	また、広告付きサイネージの方についても登別市の方で更新ができる仕組みを取らなければならないのでしょうか？ 広告という性質上、運用は受注者側で行わないと広告掲載主との契約不履行になる可能性がありますので質問させていただきます。 （広告枠管理や不具合発生時、配信操作不備などイレギュラー時の対応フローが複雑になります。責任分担も複雑になるかと思います。）	広告付デジタルサイネージについては、原則として発注者が操作・運用することは想定しておりません。広告という性質上、運用は受注者側で行うことを基本とし、広告掲載主との契約履行に支障がないよう対応いただくことになります。ただし、災害時等の緊急時には、発注者が必要に応じて災害情報のテンプレートに切り替えることができるよう、発注者にて操作が可能な仕様としています。
4	市独自サイネージへの運用管理システムを導入する場合、及び追加設置を希望する広告付きサイネージに必要な電気系配線（電源及びLAN線など配線工事）の工事負担は、受注者側になるのでしょうか？ （市の提示されている広告付きサイネージ箇所の配管はあることは確認しております。）	市独自サイネージについては、図面記載の発注者が想定している設置場所において、電気系配線に必要な配管を既に準備しております。そのため、追加の工事は原則として不要です。 一方で、追加設置を希望する広告付サイネージについて、電気系配線の工事が必要となる場合は、原則として受注者の負担で対応いただくことを想定しております。